平成２７年（フ）第１７１号
岐阜市福富2110番地32
破産者　岩崎　康夫
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４２２号
岐阜市昭和町３丁目16番地２　（吉岡ビル４－D)、前住所岐阜市香蘭２丁目90番地（ＢＥＬＩＳＴＡ岐阜香蘭　1004号室）
破産者　志知美智子
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４２３号
岐阜市加納愛宕町18番地１　（愛宕住宅609号室)、前住所岐阜市花園町６番地２
破産者　志知　利明
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４８２０号
大阪市西成区千本北２丁目32番19号　カモンコート岸里　D15号
破産者　宮崎ひとみ（旧姓鶴田）
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２号
兵庫県明石市大久保町八木19番地の１
破産者　鯉田　勝之
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
兵庫県明石市大久保町八木19番地の１
破産者　鯉田　慶子
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３１８号
北九州市八幡東区枝光４丁目14番12―104号、開始決定時の住所北九州市八幡東区日の出２丁目18番４号
破産者　森　　繁隆
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５１７号
北九州市八幡西区力丸町２番15―102号
破産者　平川　亮二
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１２３号
鹿児島県志布志市志布志町安楽3127番地３
破産者　武石　正明
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
新潟県村上市北赤谷265番地
破産者　本間　一藏
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第９４号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目173番地18
破産者　田村　博三
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第６２３号
宮城県亘理郡山元町真庭字名生東72番地２
身体障害者更生施設静和園
破産者　佐藤　幸起
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７９号
富山県砺波市太郎丸２丁目156番地　メゾン・ド・ジャルダンⅠ―203号、住民票上の住所岐阜県土岐市妻木町2405番地
破産者　水野　良治
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１５５６号
名古屋市中村区草薙町１丁目90番地
破産者　髙井　利夫
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５６２５号
大阪府高槻市奈佐原１丁目１番402―501号、申立時の住所大阪府高槻市塚原２丁目31番14号
破産者　宇佐見　拓
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６０９号
大阪府豊中市刀根山元町12番28―402号、開始決定時の住所大阪府豊中市刀根山６丁目11番17号
破産者　橋阪　英雄
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７５２号
奈良県橿原市山之坊町66番地の26、開始決定時の住所奈良県宇陀市榛原天満台東３丁目６番の18
破産者　髙木　幸一
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部